

軽油引取税



軽油引取税とは

軽油引取税は、バスやトラックなどの燃料である軽油の引取り（購入）に対して課される税金です。

納める人

特約業者または元売業者から軽油を引取り（購入）した人が、特約業者または元売業者を通じて納めます。

このため、みなさんが支払う軽油代金の中には、軽油引取税が含まれています。

元売業者……………軽油を製造、輸入又は販売することを業とする者で、総務大臣の指定を受けたもの

特約業者……………元売業者と契約して軽油の供給を受け、販売することを業とする者で、都道府県知事の指定を受けたもの

納める額

1キロリットルにつき……………32,100円

申告と納税

特約業者又は元売業者が軽油の納入地の所在する都道府県に、毎月分を翌月の末日までに申告して納めます。

免 税

次の場合のうち所定の用途に軽油を使用する場合で、県税（納税）事務所の免税の手続を行った場合には免税の軽油を購入できます。

- (1) 石油化学製品製造業でエチレン等を製造するための原料等として使用する場合
- (2) 船舶・鉄道・軌道用車両の動力源に使用する場合
- (3) 自衛隊の通信用機械等の電源又は動力源に使用する場合
- (4) 農業・林業用機械の動力源に使用する場合
- (5) セメント製品製造業、生コンクリート製造業、鉱物の掘採事業、とび・土工工事業、鋳さいバラス製造業、港湾運送業、倉庫業、鉄道に係る貨物利用運送事業又は鉄道貨物積卸業、航空運送サービス業、廃棄物処理事業、木材加工業、木材市場業、たい肥製造業、索道事業で使用する機械、装置の動力源等に使用する場合

※(2)～(5)については、令和6年3月31日までの購入に限ります。

免税の手続

- 1 管轄の県税（納税）事務所へ申請して免税軽油使用者証の交付を受ける。
- 2 免税証の交付申請をして免税証の交付を受ける。
- 3 免税証に記載されている販売業者から免税証と引換えに免税軽油を購入する。
(注) 免税証は他人に譲渡することはできません。
(注) 免税軽油の引取り及び使用等については報告義務があります。
(注) 規定に違反したとき等は、免税軽油使用者証及び免税証を交付しないこと又は返納を命ずることがあります。

不正軽油は「作らない」「売らない」「買わない」「使わない」！

不正軽油とは軽油引取税の脱税を目的として、軽油にA重油や灯油を混和したり、A重油と灯油を混和して製造された軽油をいいます（軽油の規格にあてはまらないこともあります）。

A重油や灯油には、軽油引取税の脱税を防止するための識別剤（クマリン）が添加されていますが、不正軽油を製造する際、このクマリンを除去するために濃硫酸などを投入します。これが有害な硫酸ピッチの発生原因です。

また、不正軽油（特に重油を混ぜた場合）は、ディーゼル車の排気ガス中の有害物質（粒子状物質（PM）や窒素酸化物（NOx））を増加させ、環境に悪い影響を与えます。

県では不正軽油による脱税防止のために、軽油タンクや路上での抜取調査を実施しているほか、平成16年3月には「不正軽油防止対策協議会」を設置し、警察や石油商業組合、トラック協会等関係団体が連携して不正軽油防止に取り組んでいます。

さらに、平成16年度以降不正軽油に関する罰則も強化され、不正軽油と知って原材料や薬品、施設等の提供をしたり運搬や購入しただけでも厳しい罰則が科されるようになりました。

なお、購入された軽油に不審な点がありましたら、最寄りの県税事務所までご連絡ください。

軽油は県内で買ひましよう

軽油引取税は軽油の納入地の所在する都道府県の収入となります。

詳しくは、最寄りの県税（納税）事務所へお問い合わせください。

事務所	郵便番号	所在地	電話番号
別府県税事務所	874-0840	別府市大字鶴見字下田井14-1	0977-67-8211
大分県税事務所			
課税第一課	870-0021	大分市府内町3-10-1	097-506-5773
佐伯納税事務所	876-0813	佐伯市長島町1-2-1	0972-22-3021
豊後大野納税事務所	879-7131	豊後大野市三重町市場1123	0974-22-7501
日田県税事務所	877-0004	日田市城町1-1-10	0973-22-4175
中津県税事務所	871-0024	中津市中央町1-5-16	0979-22-2920

ホームページ「くらしと県税」<http://www.pref.oita.jp/site/zei/>